

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 令和6年6月14日

【四半期会計期間】 第128期第1四半期(自 令和6年2月1日 至 令和6年4月30日)

【会社名】 株式会社きんえい

【英訳名】 Kin - E i Corp .

【代表者の役職氏名】 取締役社長 作 田 憲 彦

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経理部長 藤 下 修

【最寄りの連絡場所】 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

【電話番号】 06(6632)4553番

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経理部長 藤 下 修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第127期	第128期	第127期
		第1四半期累計期間	第1四半期累計期間	第127期
		自 令和5年2月1日 至 令和5年4月30日	自 令和6年2月1日 至 令和6年4月30日	自 令和5年2月1日 至 令和6年1月31日
売上高	(千円)	889,359	960,630	3,570,520
経常利益	(千円)	79,889	124,500	254,382
四半期(当期)純利益	(千円)	54,446	86,169	154,948
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	564,200	564,200	564,200
発行済株式総数	(千株)	2,821	2,821	2,821
純資産額	(千円)	2,345,320	2,509,259	2,449,703
総資産額	(千円)	5,640,588	5,885,481	5,867,556
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	19.53	30.91	55.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
1株当たり配当額	(円)			10.00
自己資本比率	(%)	41.6	42.6	41.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、景気は一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しました。先行きについては、世界的な金融引締めに伴う影響や海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、海外情勢、金融資本市場の変動等の影響にも留意する必要があります。

この間当社におきましては、事業全般に亘って顧客満足度の高いサービスの提供に努めるとともに、あべのアポロシネマへの集客、アポロビル・ルシアスビルにおける空室部分への後継テナント誘致に注力しました。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高合計は960,630千円（前年同期比8.0%増）となり、費用面におきましては、部門別業績管理の徹底により、諸経費全般に亘って鋭意抑制した結果、営業利益は122,639千円（前年同期比52.1%増）となり、経常利益は124,500千円（前年同期比55.8%増）、四半期純利益は86,169千円（前年同期比58.3%増）となりました。

各セグメントの状況は次のとおりであります。

a. シネマ・アミューズメント事業

シネマ・アミューズメント事業部門におきましては、“劇場版ハイキュー!! ゴミ捨て場の決戦”“名探偵コナン 100万ドルの五稜星”“変な家”“映画ドラえもん のび太の地球交響楽”“『鬼滅の刃』絆の奇跡、そして柱稽古へ”などの話題作を上映し、顧客誘致に努めました結果、収入合計は455,483千円（前年同期比18.0%増）、営業原価控除後のセグメント利益は73,861千円（前年同期比92.0%増）となりました。

同事業の収入等は次のとおりであります。

区分	単位	当第1四半期累計期間 (令和6年2月1日から 令和6年4月30日まで)	前年同期比(%)
劇場入場人員	千人	288	32.5
劇場収入	千円	412,542	23.2
娯楽場収入	千円	42,941	16.5
合計	千円	455,483	18.0

b. 不動産事業

不動産事業部門におきましては、後継テナントの誘致等による賃料収入の確保に努めた結果、セグメント全体の収入合計は505,146千円（前年同期比0.4%増）となり、セグメント利益は121,352千円（前年同期比4.5%増）となりました。

同事業の収入は次のとおりであります。

区分	単位	当第1四半期累計期間 (令和6年2月1日から 令和6年4月30日まで)	前年同期比(%)
不動産賃貸収入	千円	344,008	0.6
駐車場収入	千円	53,656	2.4
ビル共益費等収入	千円	101,115	2.1
その他事業収入	千円	6,365	14.6
合計	千円	505,146	0.4

当第1四半期会計期間末における総資産は、短期貸付金の増加等により前期末に比較して17,924千円増加し、5,885,481千円となりました。負債は、設備関係未払金の減少等により、前期末に比較して41,631千円減少し、3,376,221千円となりました。純資産は、四半期純利益など利益剰余金の増加額が配当金の支払い等による減少額を上回ったため、前期末に比較して59,555千円増加し、2,509,259千円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和6年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和6年6月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,821,000	2,821,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	2,821,000	2,821,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和6年2月1日～ 令和6年4月30日	-	2,821	-	564,200	-	24,155

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,729,800	27,298	
単元未満株式	普通株式 58,300		
発行済株式総数	2,821,000		
総株主の議決権		27,298	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式9株が含まれております。

【自己株式等】

令和6年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社きんえい	大阪市阿倍野区 阿倍野筋1 5 1	32,900		32,900	1.17
計		32,900		32,900	1.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(令和6年2月1日から令和6年4月30日まで)及び第1四半期累計期間(令和6年2月1日から令和6年4月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年1月31日)	当第1四半期会計期間 (令和6年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	75,248	89,886
売掛金及び契約資産	117,294	136,040
商品	4,081	4,943
短期貸付金	718,131	748,294
その他	51,797	65,255
貸倒引当金	810	850
流動資産合計	965,743	1,043,569
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,747,440	2,696,659
機械及び装置（純額）	45,193	43,535
工具、器具及び備品（純額）	73,408	64,459
土地	1,123,748	1,123,748
有形固定資産合計	3,989,791	3,928,402
無形固定資産	5,802	4,473
投資その他の資産		
差入保証金	850,372	850,372
その他	55,847	58,662
投資その他の資産合計	906,219	909,034
固定資産合計	4,901,813	4,841,911
資産合計	5,867,556	5,885,481
負債の部		
流動負債		
買掛金	113,456	143,260
短期借入金	350,000	350,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000	300,000
未払法人税等	52,630	44,960
賞与引当金	9,300	21,300
その他	663,572	595,906
流動負債合計	1,263,959	1,455,426
固定負債		
長期借入金	243,750	-
退職給付引当金	65,349	66,084
受入保証金	1,554,040	1,564,710
資産除去債務	290,000	290,000
その他	753	-
固定負債合計	2,153,893	1,920,795
負債合計	3,417,852	3,376,221

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年1月31日)	当第1四半期会計期間 (令和6年4月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	564,200	564,200
資本剰余金	24,155	24,155
利益剰余金	1,965,230	2,023,518
自己株式	112,167	112,516
株主資本合計	2,441,419	2,499,358
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,284	9,901
評価・換算差額等合計	8,284	9,901
純資産合計	2,449,703	2,509,259
負債純資産合計	5,867,556	5,885,481

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自令和5年2月1日 至令和5年4月30日)	当第1四半期累計期間 (自令和6年2月1日 至令和6年4月30日)
売上高	889,359	960,630
営業原価	734,797	765,416
営業総利益	154,562	195,214
一般管理費	73,908	72,574
営業利益	80,653	122,639
営業外収益		
受取利息	454	695
保険差益	-	1,709
違約金収入	-	759
給付金収入	200	-
雑収入	19	21
営業外収益合計	674	3,186
営業外費用		
支払利息	1,436	1,321
雑支出	2	4
営業外費用合計	1,438	1,325
経常利益	79,889	124,500
特別損失		
固定資産除却損	344	140
特別損失合計	344	140
税引前四半期純利益	79,545	124,360
法人税、住民税及び事業税	27,098	41,762
法人税等調整額	1,999	3,572
法人税等合計	25,098	38,190
四半期純利益	54,446	86,169

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (令和5年2月1日から 令和5年4月30日まで)	当第1四半期累計期間 (令和6年2月1日から 令和6年4月30日まで)
減価償却費	76,181千円	73,756千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(令和5年2月1日から令和5年4月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和5年4月26日 定時株主総会	普通株式	27,883	10.00	令和5年1月31日	令和5年4月27日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(令和6年2月1日から令和6年4月30日まで)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和6年4月25日 定時株主総会	普通株式	27,881	10.00	令和6年1月31日	令和6年4月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(令和5年2月1日から令和5年4月30日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	シネマ・アミューズメント事業	不動産事業	計		
売上高					
劇場収入	334,738		334,738		334,738
ビル共益費等収入		99,026	99,026		99,026
娯楽場及びその他事業収入	51,414	5,556	56,971		56,971
顧客との契約から生じる収益	386,152	104,583	490,736		490,736
その他の収益		398,623	398,623		398,623
外部顧客への売上高	386,152	503,206	889,359		889,359
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	386,152	503,206	889,359		889,359
セグメント利益	38,460	116,101	154,562	73,908	80,653

(注)1 セグメント利益の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。

2 セグメント利益は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(令和6年2月1日から令和6年4月30日まで)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	シネマ・アミューズメント事業	不動産事業	計		
売上高					
劇場収入	412,542		412,542		412,542
ビル共益費等収入		101,115	101,115		101,115
娯楽場及びその他事業収入	42,941	6,365	49,307		49,307
顧客との契約から生じる収益	455,483	107,481	562,965		562,965
その他の収益		397,665	397,665		397,665
外部顧客への売上高	455,483	505,146	960,630		960,630
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	455,483	505,146	960,630		960,630
セグメント利益	73,861	121,352	195,214	72,574	122,639

(注) 1 セグメント利益の調整額は、主に各報告セグメントに配分していない一般管理費(全社費用)であります。
2 セグメント利益は四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (令和5年2月1日から 令和5年4月30日まで)	当第1四半期累計期間 (令和6年2月1日から 令和6年4月30日まで)
1株当たり四半期純利益	19円53銭	30円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	54,446	86,169
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	54,446	86,169
普通株式の期中平均株式数(株)	2,788,375	2,788,117

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年6月14日

株式会社きんえい
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦宏和

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きんえいの令和6年2月1日から令和7年1月31日までの第128期事業年度の第1四半期会計期間（令和6年2月1日から令和6年4月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和6年2月1日から令和6年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きんえいの令和6年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書

において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。